

第9回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調に鑑みて、株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面（郵送）又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。

また、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 開催日時

2023年5月26日（金曜日）午前10時
受付開始は午前9時を予定しております。

■ 開催場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 「コンベンションホール」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

■ 株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができます。
議決権行使期限 2023年5月25日（木曜日）午後6時まで
(詳細は「議決権行使のご案内」4～5頁をご覧ください。)

■ 目次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	24
計算書類	40
監査報告	42



証券コード 6532
2023年5月11日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
虎ノ門ヒルズ森タワー9階
株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表取締役社長 阿 部 義 之

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第9回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.baycurrent.co.jp/ir/stockinformation/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベイカレント・コンサルティング」又は「コード」に当社証券コード「6532」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「コンベンションホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第9期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
後記（4～5頁）の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

- ◎新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調に鑑みて、株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面（郵送）又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。
- ◎株主総会会場においては、アルコール消毒、検温等のご協力をお願い申し上げます。また、発熱、咳等の症状により、新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、ご入場をお断りする場合がございますので、株主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第18条第2項の規定に基づき、会場受付に議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ・事業報告「新株予約権等の状況」
- ・事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎当社は、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として、「事業報告 1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況」及び「事業報告 1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載しております。

なお、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第9期の財務諸表につきましては、2023年5月26日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年5月26日（金曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年5月25日（木曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等により議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年5月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--

印刷用紙の裏面に記載のQRコード

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案・第2号議案・第5号議案・第6号議案・第7号議案
- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
 - 反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
- 第3号議案・第4号議案
- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第9期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は3,524,513,790円となります。
(ご参考) 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。すでにお支払いしております中間配当金(1株につき金140円)につきましては、普通株式1株を10株に分割した影響を考慮した場合、1株につき14円に相当しますので、上記の期末配当金と合わせた当期の年間配当金につきましては、1株につき37円に相当いたします。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更をお願いいたしたいと存じます。

(1) 変更の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第40条として新設するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第9条～第19条 (条文省略)	第8条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員 数) 第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第24条 (条文省略) ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(員 数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ②～③ (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 (現行どおり) ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>② <u>取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)</u>を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(取締役会議事録) 第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>② 取締役が取締役全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(取締役会議事録) 第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(選任の方法) 第32条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、召集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日を基準日として剰余金の配当(期末配当)をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② 前項のほか、当社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当(期中配当)をすることができる。</p> <p>③～④ (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>④～⑤ (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、第9回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 【再任】	阿部 義之 あべ よしゆき (1966年4月4日)	2008年9月 旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社 2008年11月 同社執行役員 2015年5月 当社取締役 コンサルティング&IT事業本部長 2016年12月 当社代表取締役社長（現任）	706,240株
(取締役候補者とした理由) 2008年に旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社後、同社執行役員に就任し、コンサルタント事業部門を統括する責任者として、2016年から当社代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2 【再任】	池平 謙太郎 いけ ひら けんたろう (1977年10月1日)	2007年9月 旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役 2015年6月 当社取締役営業本部長 2021年5月 当社代表取締役副社長（現任）	1,012,060株
(取締役候補者とした理由) 2007年に旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社後、営業部門の責任者として、2015年から当社取締役営業本部長として継続的な業績拡大に貢献してまいりました。また、2021年から当社代表取締役副社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 【再任】	中村公亮 なかむらこうすけ (1982年7月7日)	2007年1月 旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役管理本部長 2021年5月 当社取締役最高財務責任者兼管理本部長(現任)	841,680株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>2007年に旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社後、管理部門の責任者として、2015年から当社取締役管理本部長として財務・会計・労務・IR体制の構築に貢献してまいりました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4 【再任】	小路敏宗 しょうじとしむね (1984年7月5日)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 中央総合法律事務所入所(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任)	10,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小路敏宗氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって7年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通しております。選任後は、同氏には法律専門家としての豊富な経験と見識をもとに、当社において、主に取締役として経営の監督を行うことを期待しております。これらのことから、同氏を社外取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 【再任】	佐藤真太郎 さとう しんたろう (1974年3月1日)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 TMI 総合法律事務所入所 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所設立 同所代表 (現任) 2018年5月 当社社外取締役 (現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 佐藤真太郎氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通しております。選任後は、同氏には法律専門家としての豊富な経験と見識をもとに、当社において、主に取締役として経営の監督を行うことを期待しております。これらのことから、同氏を社外取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の阿部義之氏、池平謙太郎氏、中村公亮氏は、2014年10月1日に当社が吸収合併した旧株式会社バイカレント・コンサルティングからの入社であります。
3. 小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、2023年4月に同内容で更新をしており、次回更新においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 【新任】	奥山芳貴 おくやまよしたか (1950年4月22日)	1981年9月 野村證券(株)入社 1982年7月 野村證券(株)スイス現地法人 (Nomura Bank (Switzerland) Ltd.) 出向 1990年11月 野村證券(株)ベルギー現地法人 (Nomura Bank (Belgium) S.A./N.V.) CEO 1995年5月 野村證券(株)フランス現地法人 (Banque Nomura France S.A.) CEO 2003年5月 野村アセットマネジメント(株)出向 2015年5月 当社常勤監査役(現任)	10,000株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 奥山芳貴氏は、金融機関の在外子会社のCEOを歴任し、企業経営の監視を行う豊富な知識と経験を有しており、豊富な経験と見識をもとに当社の監査役として重要な役割を担ってきたことから、業務執行の適正性確保を担う監査等委員である取締役としての職務を遂行いただくことを期待しております。これらのことから、同氏を監査等委員である社外取締役として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 【新任】	糟谷 祐一郎 かす や ゆういちろう (1980年11月18日)	2005年12月 中央青山監査法人（みすず監査法人）入所 2007年7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年7月 公認会計士登録 2014年9月 糟谷公認会計士事務所設立（現 糟谷公認会計士・税理士事務所） 同所代表（現任） 2016年3月 当社社外監査役（現任） 2016年11月 (株)リビングギャラリー社外取締役 2019年3月 (株)ハヤシゴ監査役	9,000株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 糟谷祐一郎氏は、社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって7年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家として、豊富な経験と見識をもとに業務執行の適正性確保を担う監査等委員である取締役としての職務を遂行いただくことを期待しております。これらのことから、同氏を監査等委員である社外取締役として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。			
3 【新任】	藤本 哲也 ふじもと てつ や (1986年1月8日)	2008年4月 (株)京都銀行入行 2008年10月 田井良夫国際税務会計事務所入所 2015年4月 税理士登録 2015年4月 藤本哲也税理士事務所設立 同所代表（現任） 2016年3月 当社社外監査役（現任）	12,000株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 藤本哲也氏は、社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって7年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家として、豊富な経験と見識をもとに業務執行の適正性確保を担う監査等委員である取締役としての職務を遂行いただくことを期待しております。これらのことから、同氏を監査等委員である社外取締役として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 【新任】	緑川 芳江 みどりかわ よしえ (1979年5月8日)	2007年12月 弁護士登録 2008年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2015年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2019年1月 三浦法律事務所パートナー（現任） 2019年6月 株式会社アイ・ピー・エス社外監査役 2019年6月 SOSiLA物流リート投資法人監督役員（現任） 2022年5月 当社社外監査役（現任）	－株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>緑川芳江氏は、社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家として、豊富な経験と見識をもとに業務執行の適正性確保を担う監査等委員である取締役としての職務を遂行いただくことを期待しております。これらのことから、同氏を監査等委員である社外取締役として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥山芳貴氏、糟谷祐一郎氏、藤本哲也氏及び緑川芳江氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、奥山芳貴氏、糟谷祐一郎氏、藤本哲也氏及び緑川芳江氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、4氏の選任が承認された場合は、当社は4氏との間で、新たに監査等委員である取締役として、同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、糟谷祐一郎氏、藤本哲也氏及び緑川芳江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。また、奥山芳貴氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は、本議案により当社の監査等委員である取締役に選任され就任した場合、被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、2023年4月に同内容で更新をしており、次回更新においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2020年5月27日開催の第6回定時株主総会において、年額800百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額1,500百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社の取締役の報酬等の決定方針についての概要は、事業報告35頁から36項に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、かかる方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会への諮問を経て当社の取締役会において決定することといたします。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2018年4月20日開催の取締役会において、取締役の報酬と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として「譲渡制限付株式報酬制度」の導入を決議し、同年5月30日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を、確定額報酬の限度額とは別枠で年額300百万円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年1,000,000株以内）としてご承認いただいた後、2021年5月28日開催の第7回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を、確定額報酬の限度額とは別枠で年額800百万円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年1,500,000株以内）としてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより高めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠で、これまでの当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額と同様に、譲渡制限付株式報酬制度における対象取締役に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を年額800百万円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年1,500,000株以内）と改定させていただきたいと存じます。また、上記報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会への諮問を経て当社の取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

1. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の上限数及び払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1,500,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たり払込金額は、各取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

2. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社取締役会において定める事項を本割当契約の内容とする。

3. 本議案に基づく報酬改定が相当である理由

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与のための報酬改定は、既存の譲渡制限付株式の付与のための報酬制度の仕組みを変更するものではなく、監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、その報酬額及び交付される株式の総数について、2021年5月28日開催の第7回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一の内容とするものであります。譲渡制限付株式の付与のための報酬は、当社の取締役の報酬と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性をさらに高めるとともに、当社の中期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

なお、当社の取締役の報酬等の決定方針についての概要は、事業報告35頁から36項に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、かかる方針に沿う内容となっており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の内容については、上記報酬制度の目的、当社の業況その他の諸般の事情を考慮して決定されたものであり、また、交付される株式の総数に関しても、当社の普通株式における発行済株式総数に占める割合は0.97%とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

事業報告

(2022年 3 月 1 日から
2023年 2 月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済及び日本経済は、コロナ禍の収束に伴い各業界において緩やかな回復基調が見受けられ、各社における投資意欲も底堅く推移しました。円安やインフレーション進行による景況感の悪化を懸念する見方もある一方、日本企業においては更なる付加価値の向上やビジネス機会創出のため、積極的に新たな取り組みを行っており、コンサルティング業界へのニーズは引き続き高い状態が続くと予想されます。

当社は、現在の中期経営計画において、2022年2月期から2026年2月期を「国内最大級の総合コンサルティングファームとして実績を積み上げる」ための5年間と位置づけ、売上、利益ともに年率20%を目安とした継続的な成長を実現し、2026年2月期における売上：1,000億円、EBITDA：300億円超を目標としております。この計画を達成し、その先の更なる成長を推進するために、今後も高付加価値化や人材の積極的な採用・育成を継続してまいります。

当事業年度においては、新たに約870名（うち、新卒約160名）の社員を採用し、コンサルタント数は前期比25%増加となりました。また、DXやサステナビリティ、事業戦略等に関するプロジェクトの増加により、前期比約5%の高付加価値化を実現いたしました。稼働率（注）については、年間を通じて平均約90%で推移いたしました。

これらの結果、日本基準に準拠した当事業年度の業績は、売上収益76,090百万円（前期比32.4%増）、営業利益29,057百万円（同40.7%増）、経常利益29,029百万円（同40.8%増）、当期純利益21,026百万円（同43.3%増）となりました。

また、当社は、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しております。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の業績は、売上収益76,090百万円（前期比32.0%増）、営業利益29,916百万円（同39.0%増）、税引前利益29,875百万円（同39.2%増）、当期利益21,910百万円（同41.0%増）となりました。併せて、「1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に、参考情報として、IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況も記載しております。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(注) 稼働率：ある時点におけるコンサルタント全数のうち、プロジェクトに参画している人数の割合

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の様況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

日本基準に基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年2月期)	第 7 期 (2021年2月期)	第 8 期 (2022年2月期)	第 9 期 (当事業年度) (2023年2月期)
売 上 収 益 (百万円)	32,917	42,828	57,465	76,090
経 常 利 益 (百万円)	7,102	12,596	20,619	29,029
当 期 純 利 益 (百万円)	5,010	9,113	14,670	21,026
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	32.98	59.56	95.69	137.18
総 資 産 (百万円)	29,097	38,173	50,260	66,572
純 資 産 (百万円)	16,606	24,502	35,533	50,421
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	108.86	159.83	231.42	329.03

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を第9期(当事業年度)の期首から適用しており、第9期に係る日本基準に基づく財産及び損益の状況については、収益認識会計基準等を適用した後の指標等となっております。また、収益認識会計基準等の適用を契機に、当社の実態に応じ、適切な名称を付する観点から、第9期(当事業年度)より「売上高」から「売上収益」として表示しております。なお、比較を容易にするため、第6期、第7期及び第8期においても「売上収益」として表示しております。
2. 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(参考情報)

IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年2月期)	第 7 期 (2021年2月期)	第 8 期 (2022年2月期)	第 9 期 (当事業年度) (2023年2月期)
売 上 収 益 (百万円)	32,978	42,873	57,642	76,090
税 引 前 利 益 (百万円)	7,976	13,477	21,469	29,875
当 期 利 益 (百万円)	5,912	10,014	15,544	21,910
基本的1株当たり当期利益 (円)	38.91	65.45	101.39	142.96
資 産 合 計 (百万円)	35,241	46,003	58,136	75,265
資 本 合 計 (百万円)	21,448	30,018	41,701	57,341
1株当たり資本合計 (円)	140.60	195.81	271.59	374.20

- (注) 1. 当社は、IFRSに基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として記載しております。
2. 上記、第6期から第9期までの数値に関し、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第9期の財務諸表につきましては、2023年5月26日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。
3. 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。基本的1株当たり当期利益及び1株当たり資本合計につきましては、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用と育成

当社は、今後の事業を支える優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社が支援しているあらゆる業界の企業経営者に対する支援サービスは、知識集約ビジネスであり、コンサルタントの提案力や課題解決力の向上が当社の成長に影響すると考えております。そのため、様々なバックグラウンドを持った優秀な人材の採用を進め、各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力することで、モチベーションの向上に努めてまいります。

また、多種多様な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図るとともに、自主性を重んじた個人の成長を最大限に引き出し、提案力・人間性の両面からの向上を図っております。

なお、当社は、数々のプロジェクトを業界やサービス領域を超えて手がけてきたプロフェッショナルだからこそ、クライアントのニーズに応えた実現性のある戦略立案ができると考えております。このため、特定の領域に限定することなく、様々な業界のプロジェクトを経験した高品質なサービスを提供できるプロフェッショナルな人材の育成を図ってまいります。

② サービスの高付加価値化

当社は、クライアントのあらゆるニーズに応えるべく、トップマネジメントの意思決定サポートや企業経営における課題解決、デジタル技術を活用した生産性向上のためのビジネスプロセス改革、これら実行までの戦略立案等の総合的な経営支援サービスを提供することで、サービスの高付加価値化ができると考えております。今後は、クライアントとともに経営の問題を解決しながら潜在的なニーズを捉え、企業経営をサポートできるプロジェクトへの関与と、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化することで、更なるサービスの高付加価値化に取り組んでまいります。

③ 安定した稼働率の維持

当社は、高い収益性を維持して持続的な成長をするために安定した稼働率（ある時点におけるコンサルタント全数のうち、プロジェクトに参画している人数の割合）を維持することが重要であることを認識しております。そのためには、稼働率と収益力とのバランスを図りながら事業活動に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

事業内容	主要なサービス
コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供

(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

本	社	東京都 港区
---	---	--------

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,310名	672名増	32.1歳	3.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、旧株式会社バイカレント・コンサルティングでの勤続年数を引き継いで算出しております。
3. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
4. 使用人数が前事業年度末に比べ672名増加しておりますが、これは業容拡大による中途採用及び新卒採用の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,626百万円
株式会社みずほ銀行	975百万円
三井住友信託銀行株式会社	406百万円
株式会社あおぞら銀行	406百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 260,000,000株

(注) 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったため、発行可能株式総数は234,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 155,411,410株

(注) 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数は139,870,269株増加しております。

(3) 株主数 7,562名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	24,480,600株	15.98%
江口 新	15,557,140	10.15
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	12,688,401	8.28
JP MORGAN CHASE BANK 385632	8,650,466	5.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,110,400	5.29
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	4,535,587	2.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,317,730	2.82
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,928,303	1.91
萩平 和巳	2,926,420	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,111,840	1.38

(注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 当社は、自己株式2,171,680株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	11,492株	4名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当社は、2022年6月22日開催の取締役会決議において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2022年7月14日付で当社の取締役 (社外取締役を除く。) 4名に対し自己株式11,492株の処分を行っております。なお、当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、上記の処分した自己株式数については、株式分割前に処分した自己株式数であります。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿部 義之	
代表取締役副社長	池平 謙太郎	
取締役	中村 公亮	最高財務責任者兼管理本部長
取締役	関口 諭	コンサルティング本部長
取締役	小路 敏宗	中央総合法律事務所 弁護士
取締役	佐藤 真太郎	佐藤真太郎法律事務所代表
常勤監査役	奥山 芳貴	
監査役	糟谷 祐一郎	糟谷公認会計士・税理士事務所代表
監査役	藤本 哲也	藤本哲也税理士事務所代表
監査役	緑川 芳江	三浦法律事務所パートナー SOSiLA物流リート投資法人監督役員

- (注) 1. 取締役小路敏宗氏及び取締役佐藤真太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役糟谷祐一郎氏、監査役藤本哲也氏及び監査役緑川芳江氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役奥山芳貴氏は、金融機関の在外子会社のCEOを歴任し、企業経営の監視を行う豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 監査役糟谷祐一郎氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識を有するものであります。
5. 監査役藤本哲也氏は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識を有するものであります。
6. 監査役緑川芳江氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律の専門家としての経験・見識を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

また、当該保険契約は、次回更新においても同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		非金銭 報酬等	
		固定報酬	業績連動 報酬		
取 締 役 (うち社外取締役)	1,104 (19)	179 (19)	596 (-)	329 (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	27 (13)	27 (13)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	1,131 (32)	206 (32)	596 (-)	329 (-)	10 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の329百万円は、各事業年度において対象となる当社の取締役（社外取締役を除く。）に付与した譲渡制限付株式報酬を、当事業年度において譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上した額であります。

- ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

前事業年度である第8期（2022年2月期）におけるEBITDAの実績値21,733百万円に対し、役位、職責、在任年数等に応じた一定の比率を乗じて算出された額を業績連動報酬としております。当該指標を選択した理由は、当社において重要な指標であることと、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、2022年6月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与する具体的な支給時期及び配分について決定し、当社取締役4名に対し、2022年7月14日付で譲渡制限付株式の付与を行っており、その取引金額は378百万円（普通株式11,492株）であります。

なお、当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、上記の普通株式数は、株式分割前に付与した普通株式数であります。

株式を割り当てた際に付された条件としての譲渡制限期間は、2022年7月14日から2025年7月14日までとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額については、2020年5月27日開催の第6回定時株主総会において、年額800百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）であります。

また、2021年5月28日開催の第7回定時株主総会において、当社の取締役と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上述の取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として、年額800百万円以内（年150,000株を上限とし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

なお、当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上記の年間における上限株式数については、株式分割前の上限株式数であり、株式分割後の上限株式数は1,500,000株であります。

当社の監査役の報酬限度額は、2019年5月29日開催の第5回定時株主総会において、年額300万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

i 当社の取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役の報酬等の決定方針については、任意の諮問機関である経営諮問委員会の諮問を踏まえて取締役会で決議しております。また、取締役会は、経営諮問委員会の諮問を踏まえて取締役報酬の原案を取締役会で決議しておりますので、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議いただいた限度額の範囲で、各職責及び当業界における報酬水準を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、以下に定める方針のもと、個人別の固定報酬及び業績連動報酬を確定させたうえ、その総額のうち、一部を月例の金銭報酬として支給し、残りを年1回の非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を付与することとする。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭報酬のみを支給することとする。

b 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員及び経営陣幹部の給与水準等を総合的に勘案し、適宜、経営諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会が決定することとする。

c 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度のEBITDAに一定の比率（以下、「業績連動比率」という。）を乗じて算出された額とする。業績連動比率は、役位、職責、在任年数等に応じて、適宜、経営諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会が決定することとする。

d 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法並びに非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬とする。取締役会は、株主総会で決議いただいた限度額の範囲で、経営諮問委員会の答申を踏まえ、各取締役に對する付与株式数を決定することとする。

非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬割合については、役位、職責等を踏まえ、中長期的なインセンティブとして十分機能するよう個人別の報酬総額の3分の1程度とすることを目安とする。

e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づくものとし、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、適宜、経営諮問委員会に諮問し答申を得ることとする。

ii 役員報酬等の構成

当社の取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬と、譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬により構成されており、その支給割合は、基本報酬を3分の2程度（60～70%）、譲渡制限付株式報酬を3分の1程度（30～40%）とすることを目安として、基本報酬と譲渡制限付株式報酬の合計が100%となるようにしております。

固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬については、毎年6月以降の1年間の報酬を確定しております。支給方法は、定期同額給与として毎月一定の時期に現金により支給しております。

譲渡制限付株式報酬については、今後1年間の勤務継続を前提にした報酬の一部として支給するものであり、譲渡制限期間（割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定めた期間。）の満了時点で譲渡制限が解除される仕組みとしており、譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上しております。

当社の社外取締役の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

当社の監査役及び社外監査役の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しており、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について特定の取締役に対する委任を行っておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役である小路敏宗氏は、中央総合法律事務所の所属弁護士であります。

社外取締役である佐藤真太郎氏は、佐藤真太郎法律事務所の代表であります。

社外監査役である糟谷祐一郎氏は、糟谷公認会計士・税理士事務所の代表であります。

社外監査役である藤本哲也氏は、藤本哲也税理士事務所の代表であります。

社外監査役である緑川芳江氏は、三浦法律事務所のパートナー及びSOSiLA物流リート投資法人の監督役員であります。

当社は、社外取締役、社外監査役に、株主と利益相反のおそれのない者を選任しており、当社とそれぞれの兼職先との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小路 敏 宗	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に開催された経営諮問委員会3回のうち3回に出席しており、客観的、中立的立場で当社の取締役の報酬等に関する意思決定における監督機能を担っております。</p>
取締役 佐藤 真太郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に開催された経営諮問委員会3回のうち3回に出席しており、客観的、中立的立場で当社の取締役の報酬等に関する意思決定における監督機能を担っております。</p>
監査役 糟谷 祐一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、及び監査役会12回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役 藤本 哲也	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、及び監査役会12回のうち12回に出席し、主に税理士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役 緑川 芳江	<p>就任後に開催された取締役会10回のうち10回、及び監査役会9回のうち9回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。</p>

- (注) 1. 監査役緑川芳江氏は、2022年5月27日開催の第8回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,223	流動負債	13,547
現金及び預金	36,606	1年内返済予定の長期借入金	1,050
売掛金及び契約資産	12,099	未払金	489
仕掛品	463	未払法人税等	5,623
その他	1,055	未払消費税等	2,466
固定資産	16,349	賞与引当金	2,740
有形固定資産	909	その他	1,179
建物	623	固定負債	2,604
その他	286	長期借入金	2,363
無形固定資産	10,673	資産除去債務	185
のれん	10,613	その他	56
その他	60	負債合計	16,151
投資その他の資産	4,767	(純資産の部)	
敷金	2,659	株主資本	50,421
長期前払費用	471	資本金	282
繰延税金資産	1,623	資本剰余金	8,722
その他	14	資本準備金	182
資産合計	66,572	その他資本剰余金	8,540
		利益剰余金	44,531
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	44,506
		繰越利益剰余金	44,506
		自己株式	△3,114
		純資産合計	50,421
		負債純資産合計	66,572

損益計算書

(2022年 3 月 1 日から
2023年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	76,090
売 上 原 価	33,549
売 上 総 利 益	42,541
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,484
営 業 利 益	29,057
営 業 外 収 益	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	24
支 払 手 数 料	4
そ の 他	1
経 常 利 益	29,029
税 引 前 当 期 純 利 益	29,029
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,365
法 人 税 等 調 整 額	△362
当 期 純 利 益	21,026

独立監査人の監査報告書

2023年4月14日

株式会社ベイカレント・コンサルティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 洋 一 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2022年3月1日から2023年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月19日

株式会社バイカレント・コンサルティング 監査役会

常勤監査役 奥山芳貴 ⑩

社外監査役 糟谷祐一郎 ⑩

社外監査役 藤本哲也 ⑩

社外監査役 緑川芳江 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 「コンベンションホール」



交通の
ご案内

JR線・東京モノレール 「浜松町駅」より徒歩12分

都営浅草線・大江戸線 「大門駅」A6出口から徒歩9分

都営地下鉄大江戸線 「赤羽橋駅」赤羽橋出口から徒歩2分

都営地下鉄三田線 「芝公園駅」A4出口から徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

